

# 税務相談室

## 税務調査

(その2) 前号の続き

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

税務調査を受けることがあると思うのですが、気を付けなければならないことは、どのようなことでしょうか。

また、医療従事者であることで、特に注意しなければならないことがあるのでしょうか。

### 回答 前号につづく

#### (2) 医業収益

医業収益の具体的調査方法（主に自費診療収入）について記します。

##### 1) レジペーパーのチェック

レジペーパーと窓口日計表が合致しているかチェックします。窓口担当者の机の中に徴収差額の小額の小銭を置いてないことも確認します。

##### 2) 外科・整形外科

損害保険会社からの支払調書との突合が行われます。注意を要することは、損害保険会社からの振込先を公表口座以外の口座に入金されている場合がないかどうか綿密に調査されます。

##### 3) 産婦人科

比較的大規模の産婦人科は、局・料調（資料調査課）の調査が入りやすいといえます。

しかし、ポイントは入院台帳のチェックとアウス（人口妊娠中絶のことで、法律により都道府県に届け出ている、および患者の同意書があります）と麻酔薬との突合です。

##### 4) 入院

室料差額収入については、その医療機関の（ナースステーションに備えている）入院患者台帳および入院規定により調査が行われます。

以上のほか、必要経費の各勘定科目の中にも事前にチェックしなければならない科目もありますが、常日頃、正しい記録に基づき正しい記帳をしているならば、税務調査といえども堂々と対処することが一番大切なことと思っています。

### 3. 税務調査の法的根拠

#### (1) 質問検査権について

各税法において、当該職員は各税に関する調査について必要があるときは調査対象者に質問し、帳簿書類その他の物件を検査することができる旨規定されていることから、調査上必要な事柄であればそのすべてが質問の対象となり、調査対象者の帳簿書類その他の物件のすべてが検査の対象になります。

しかしながら、質問検査権は犯罪検査権のように相手方の承諾ないし協力を前提とせず、一方的な強制力をもって行使し得る性格のものではなく、いわゆる任意調査の権限に止まっています。

したがって、現況調査における検査の対象物には、あくまでも調査対象者の同意の下に提出されたものに限られると解されます。

また、現況調査はいわゆる任意調査であるため、調査対象者等からの現況調査に対する「承諾」を得ることが最も重要ですが、状況によっては調査対象者等からの承諾を得難い場面もあり、現況調査の実施に際してトラブルが発生しやすく、調査担当者には適切な状況判断を求めたいと思います。

#### 1) プライバシーの保護について

プライバシーの保護が重要視される場所（自宅等）の現物確認については、特に念押しし、明確な承諾を得た後に実施してもらいます。特に、女性の居住部分やバッグ等の内容物の現物確認に当たっては、承諾を再度確認するなど慎重に実施してもらいましょう。

#### 2) 医師等の守秘義務の関係

医師等の特定の職業については、各種の法律によって守秘（罰金刑）義務が課されていることから、これをもって調査を拒否する理由とする例も見受けられるようです。

なお、カルテ等の調査を行う場合には、その調査事項を所得計算上必要な範囲に止め、所得計算に関係ない事項に触れないよう、特に配慮する必要があります。

また、カルテは「事業に関する帳簿書類その他の物件」に該当し、提示されたカルテを検査することは適法であり、使用中のカルテを検査することも当然のことであり、税務職員の合理的な裁量の範囲内である。との東京地裁の判例があります。